

# 漫録

## ◎土木主任官會議を覗いて



田 中 生

帝國議會終了後は新年度に於ける政府の施政方針訓示の爲に地方長官會議を招集し、夫れが終了すると警察部長會議、土木主任官會議と言ふ順序で、地方廳の官吏が東京に上つて來るので丸の内界限は御上りさんで賑つた。此狀況を觀て思ひ立つたのか否かは知らないが、新政友會は地方分權否な地方自治の獨尊を主張して、看板の一つに加へた事に想倒するときは、何となしに政權を採るもの、中央集權主義に憧れて居る臭がせむでもない、その會議の一つである土木主任官會議が梅雨期を前に控へて陰鬱な六月四日から三日間開かれた會議を主宰する堀切土木局長も、此會議には初めてあり集る課長連も昨年の行政整理の爲異動して隨分新顔も少くない、本紙に連載した「勇退した府縣土木課長」所謂元老連が居ないため議場は何となく寂しさを感じたが、地方長官會議で、何處やらの知事が、郡役所廢止の可否及其措置に關する意見を徵されて、内眞反對の意見を有するのであるが、眞向にそれを言ふのではなく、遠くの音解決して居る郡制廢止の

不都合を述べたてたやうな、巧妙老獪な意見を言ふやうな野心家もない極く眞面目に議論するのが此會議の特長である。

△ △

第一日は定刻の九時に開會、集るもの北海道の土井河川、遠山道路の兩課長、正木東京、西池京都、村山大阪、田邊兵庫の主任官を始め他の各府縣主任官、本省よりは堀切土木局長市瀬技監を始め各課長及事務官技師出席した。劈頭内務次官の訓示がある筈であつたが差支の爲に後廻しにし、前土木局長現社會局長官長岡隆一郎氏の轉任挨拶があつた後、堀切新土木局長の挨拶があつて諮問事項の議事に入つた。

### 河川臺帳に關する勅令及省令改正の件

河川臺帳に關する勅令並細則中左の通改正せむとす之に對する意見如何

- 一 河川臺帳ニ關スル勅令ノ規定中改正ヲ加ヘントスル點
- 1 河川臺帳ニ記載スベキ事項ヲ相當簡明ニシ之カ省略ヲ認メサルコト(令二)
- 2 河川ノ附屬物及河川ニ影響ヲ及ホスヘキ工作物ノ「構造」ヲ「型式」ニ止ムルコト(令二)
- 3 河川臺帳ノ原本ハ府縣知事ヲシテ之ヲ保管セシメ内務

大臣ハ其ノ正本ヲ保管スルコト(令六、七)

二 河川臺帳細則ニ關スル省令ノ規定中改正ヲ加ヘントスル點

- 1 水準基標ハ相當ノ間隔ヲ保チ安全ナル地點に之ヲ設置又ハ選定スルコト(令五)
  - 2 三角標及水準基標ニハ石材其ノ他ノ耐久性材料ヲ使用シ且ツ其ノ位置ヲ確保スルノ構造トナスノ條項ヲ加フルコト
  - 3 三角點ハ其ノ位置、記號、番號、經緯距及隣接三角點トノ角度ヲ河川臺帳簿ニモ記載スルニト(令七)
  - 4 横斷測量ニ關スル規定ハ總テ削除スルコト(令一一)
  - 5 河川ノ附屬物及河川ニ影響ヲ及ホスヘキ工作物ハ其ノ位置、形狀ノミヲ河川平面圖ニ其ノ他ノ事項ハ總テ之ヲ河川臺帳ノ帳簿ニ記載シ且ツ堰堤等ノ「構造」ハ「型式」ニ止ムルコト(令一二)
- 河川臺帳は河川法施行後二ヶ年以内に調製することを要するのであるが、其の記載事項の複雑な等の事由に依つて規定の期間内に調製すること不可能なもの尠なからざる状態である、故に其の記載事項を成るべく簡單にして河川臺帳本來の目的を充分に達し得る程度に之を改め從來の如き記載事項を

省略し得る制度は其の本來の効果を没却する虞あるから爾今之を廢する事に改正し、又河川臺帳の原本は内務大臣が保管し府縣知事は其の正本を保管することに規定されてあるが、之を改め原本は内務大臣の認可後府縣知事之を保管し、正本を内務大臣が保管することに改めむとするのである、島第一

技術課長は内務省の施行する河川改修工事の爲に必要とする限度に臺帳を調製するの必要があつて、必ずしも從來規定された事項でも河川改修工事に必要なものばかりでない、故に是等の點を斟酌して最も簡明ならむことを期した次第であると前提し、各記載事項に付詳細説明した。

此問題は初日の議題であるのと、常に臺帳調製の困難を痛感して居る連中であるから随分議論が百出した、十數年來内務省技術課に在つて河川の監督行政に従事して居た經驗を有する小原和歌山が、河川臺帳に關する内務省のやり方は朝令暮改の感がある、河川臺帳調製の爲には府縣は尠なからざる費用と尠なからざる手数を要するのであるが、愈々河川を改修し終れば此臺帳は舊河川を表示する丈の反古と爲つて何等の效がない、寧ろ河川改修後に完全な臺帳を調製するのが適當である、近き將來に於て餘り效能のない臺帳調製の爲に多額の費用と手数を投ずるのは適當でないとのことで省略臺

帳の制度を認めたのである、夫れに改正後四五年を出ない今日、又之を廢止して臺帳記載事項の一部省略を認むるが如きは適當でないとして、河川臺帳の仕事に就いては今の幹部より造詣があると言はむばかりに、質問的意見を提出して現在の方針が適當であることを主張した。

兵庫、朽木、愛知、大阪其の他の府縣からも意見を提出したが、要するに河川臺帳の正本を内務大臣が保管し原本を府縣知事が保管することは、原本を保管する内務省が燒失した稀有の場合に應ずる方法としては適當であるが、地方廳が保管するものとすれば之が爲に地方が各自獨立して多額の保管費を費消するばかりでなく、閱覽申請者の爲に原本を毀損する恐があるから現在の通り内務大臣に於て保管して貰ひたいとの意見が多數であつた、其の他三角標及水準基標の表示方法やら工作物の型式記載方法に付いて島技術課長と意見を交換した。

小原和歌山の省略臺帳維持説は、餘程考慮を要する問題である、河川が理想の通り改修せられた曉に於て、完全な臺帳を調製することは極めて必要なことであるが、改修前の河川の臺帳を調製することは結局河川改修工事完了迄に至る河川に關する權義を明かにし、執務の資に供するだけのことであ

つて、言はゞ短命な臺帳である、寧ろ改修前の状態を觀る必要ありとせば改修計畫に利用する程度に臺帳を調製せしめ記載事項を尙省略するのが適當でなからうか、當局の再考を求めて已まない。

### 發電用水利使用許可命令書改正の件

現行發電用水利使用許可命令書案は其の制定古く相當改正を要すべき點ありと認む之に對する意見如何。

松本河川課長は提案の理由を説明して腹藏ない意見を提出されたいと希望したが、之は主任官各位の爲には聊か御門違ひの問題であつて多くの議論を聞かなかつたが、土井北海道河川課長が遞信省の發電用水利使用處分に關する監督に就いて、遞信省は百馬力未満の發電用水利使用を許可するのは、地方長官の專行に屬するものと定めながら、其の處分を爲すに方つては、處分前協議をせよと言ふが如きは、事務簡捷の趣旨に反するから此取扱を廢止する様内務省から交渉して貰ひたいと要求し、此要求に端を發して、發電用水利使用處分に關する遞信省の遣り方に付是否の論を惹起した。

發電用水路工事が完成しても、此工事に附帶して施行すべき義務ある所謂附帶工事を完了せしめない場合に於ても、遞

信省は水路工事の完成に依つて直に通水を許可するが爲に、電氣事業者は後日容易に附帶工事を完了せしめないことゝ爲り、監督者たる地方廳の監督權は徹底しないことゝ爲るから、地方鐵道工事の爲にする附帶工事が完了せなければ運輸の開始を許可しないと同様に、この工事を完了するに非ざれば通水を許さざることゝ改正すべしとの議論が随分多かつた、又此論に胚胎して兎角發電の原動力に供する水利使用に就ては、内務遞信兩省の監督を受け、稟伺の上處分せなければならむ如きは、事務の簡捷を圖る上に於て適當な行政ではない、殊に兩者の監督範圍は不明確であつて、河川に關する土木工事の如きは、純然たる河川行政に關することであるから當然内務省主管事項に屬するに拘はらず、遞信省が尙河川工事に就ても干渉せむとする如きは、行政の系統を紊すものである、發電に關係ない工事に關しては、遞信省に於て干渉せざる様土木局長から篤と電氣局長に注意して呉れとの脱線的希望も出たが、注意することは別問題として事柄夫れ自身は眞理である、更に此の如く專屬監督官廳も明確を缺き、電氣事業者の權義も餘り明確でないのは、要するに水法の制定されない爲である、殊に最近に至つて地方廳が、水利使用の許可を與ふる權限を有して居ないなぞと、主張するものを生ずるに至

つて、此主張を助勢すれば地方廳の權限行使も世人をして正當視せしめないことゝ爲るから、速に水法を制定せられたいと言ふ希望の聲が滿場に洋溢して居た。

### 道路取締令に規定する輪帶幅を有する荷車 普及の程度並其の運轉の難易及其の使用成 績如何

道路取締令に規定する輪帶幅を有する荷車の數量(總荷車に對する歩合と)及其の車輛運轉上の難易並其の車輛の利用は道路の維持に如何なる影響あるや詳細なる説明を求む

丹羽道路課長は提案理由を説明して、道路取締令の公布と同時に、荷車は同取締令に規定されて居る輪帶幅を具備することを要するのであつて、從來の荷車は大正十五年十二月三十一日限り改造せなければならむのであるが、近時此期限の延期を要求し又は同取締令に規定された輪帶幅は無理であるが如くに宣傳されて居るが、各位の管内に於ける荷車であつて、規定に適合して居る車輛は如何様の程度に普及されて居るか、又は舊車輛と新車輛の運轉上の難易は如何なるものなるか、又新車輛の利用は道路の構造に如何なる結果を表はしつゝあるか夫れ等其の成績に付、詳細なる事實の開陳を望

んだ。

此問題は餘程六ヶ敷難物で明確に答辯するものが尠なかつた、權平高知が縣内に於ては全部規定に適合するやうに努力し、縣下全般の車輛が取締令の構造に適合して居ると吹聴したのには滿場何れも感心したが、よく話を聞けば同取締令第十五條の規定に依つて、規定制限に異つた規定を設け、その規定に適合して居ることを言つたのであつて、問題の的外れて居て最初氏の吹聴に驚かされて居た滿場の者は又更に驚かされた、丹羽道路課長は制限外規定を設けることに就ては取締令制定當時通牒を出し、荷車輪帶幅の制限は全國之を統一する必要を認めたので、現に使用する荷車の輪帶幅で其の制限に適合しないものは附則の規定に依り大正十五年末まで使用することが出来ることゝしたが、本令施行後新に新調するものは總て本令の制限に従はしむる趣旨であつて、本件は道路保全の維持に及ぼす影響尠くないのみならず、交通取締上にも關係を有するから事實已むを得ざるものゝ外は勵めて本令の制限に従はしめ、第十五條の規定に基き土地の狀況其の他の事由に依つて本令に規定する輪帶幅の最小限に満たない輪帶幅に依らしむるの外致し方ない場合を除く外、本令と異つた規定を設けない様に注意せよとの通牒があるから、此

趣旨に依つて取締るべきものであつて、舊規定を維持する爲に適切な理由なきに拘はらず、制限外の規定を設くるのは適當でないに注意された。

其の他の府縣に於ける新車輛の普及状況は、各主任官の説明に依れば實に僅少なものであつて、全部規定に適合して居ないと言ふもの、或は全荷車の内の二割か三割しかないと言ふもの等で地方は道路取締令に荷車の規格に關する規定のあることを知つて居ないやうな感がした。

濫江福岡が説明する所に依ると、荷車を新調する場合に於ける費用は從來のもの百三十圓、新規定によるものは二百圓を要し、車の重量に就て觀るときは從來のもの六十七貫なるに反し、新規定によるものは百四貫と爲り、車そのもの重量に於て既に三十七貫を増加するが、積荷の効果に就て見るときは、從來のものは二百貫を積みたるに反し、新規定によるものは四百貫を積み得るの利益がある、併しながら現在の馬匹を以てしては到底四百貫を牽引する力がなく、漸くにして三百貫を牽引する程度であるから、結局現在のものよりは百貫多く積載する効果がある、又概括論ではあるが、取締令に依る荷車は舊荷車に比し、路面に與ふる影響が尠いものと斷定することが出來ると結論したのは本問に對する權威ある

説明であつた。

夫れからは取締令の規定する荷車の輪帶幅に關する立法的意見を提出するものが尠くなかつた、村山大阪は、牛馬車の輪帶幅を異にする必要はない又前後の車輪にかゝる荷重は、理論的に計算する程左様に異なるものでない故に、其の前後の輪帶を異ならしむる必要はないとの意見を出した、東朽木は四輪車に在つては前輪と後輪の車軸の長さを変更しめたるならば、路面に及ぼす悪影響を軽減することが出來ると言ひ、又車輪の直徑を相當に制限する必要があると説明するやら、田中愛知は、路面の良好な道路へは狭き輪帶を有する荷車を使用するのが得策であるが、善良ならざる道路に於ては、幅廣き輪帶の荷車を使用せしむる必要がある、併しながら荷車を斯く八ヶ間敷取締らむとするのも固より悪くはないが、自動車は路面を最も破壊するものであるに拘はらず、取締令が自動車の輪帶幅に付何等規定しないのは不都合であると附言したが記者も亦同感である、有光山形は、輪帶幅猶豫期限延長の運動は自分の縣下荷車組合の主張して居る所で、彼等に會見して其の意見を聞いたが、彼等の言ふ所は技術的の判斷を誤つて居て、一時に支出すべき荷車改造費の負擔を恐れて居る嫌がある、荷車を専門に取扱つて居る彼等にして尙且つ之

に對する自覺がないが爲、取締令規定の輪帶幅を有する荷車から地方の任意に委ぬる方が可いとの意見を提出した、想利用に就いて、土木試験所等が詳細な研究調査を遂げ其の結ぶに輪帶の改造が、明年末に切迫して居る今日に於て、新車果を平易に説明して彼等の

自覺を喚起する方法を採つて貰ひたいとの希望を提出した、遠山北海道道路課長

は、北海道に於ける道路の現況を述べ、道内到處悪路であつて、内地悪路の形容は泥濘脛を没すと言ふが道内に於いては泥濘馬脊を没すと形容する程の悪路である故に其の輪帶を制限せずとも、自然に廣い輪帶を有する荷車を使用しつゝある

状況であるから、是等は地方の道路状況に依つて、地方毎に適當に制定せしむれば足るのである、強て一律に之を統一せむとすれば、荷車對岸の火災視すべき問題でない、今更全國統一政策を變更す業者等に重き負擔を爲さしめ、由々數社會問題を惹起せしむるが如きことは大なる誤であつて、泥濘馬脊を没する北海道

### 時寒子荷馬車の改善を笑ふ

#### 擧る道路を改良せよ

荷馬車改善の懸賞は有意義に相違ない。

たゞ其條件中に

「東京市及び其附近の現在の道路に於て使用するに適當なるもの」と酒々と掲げたり。

條件としての價値は無論認るが、常識では「不可能の條件」である。

百萬人懸賞で全世界の天才に求むるも「東京市附近現在の道路」に適當する荷馬車はむづかしい。

理と順序からすれば

「現在の荷馬車に適當するやう東京市及附近の道路を安價に改良する方法」を賞募するに如かず。

輻普及の程度甚だ薄いの吾人の遺憾とする所である主任官が荷車の取締を以て主として地方警察の事務に屬するものとする故に此點に關し研究と深い注意をして居ないことは心細く感ずるのであるが、現在の道路構造令や街路構造令の所定する構造が、取締令に規定する荷車の荷重及輪帶等を基礎として定められたものであつて、輪帶の廣狹如何が道路構造に影響あるを想ふときは、荷車の改造に關し決して警察事務として

に於ては或は可ならむも、内地では到底許すべき論でない、彼の東京の大震災に方り、各地方から徴發した荷車が、その地方的に構造されて居た爲に、受けた經濟上の不利益は格別のものであつた、固より彼の災事を豫想するのは當らない考かも知れないが、國家的總動員等に付考ふるときは、全國統一した規格の勵行を必要とするのであつて、吾人は地方放任主義を排することを再言すると共に、主任官がモ一少し道路を利用する交通物體に就いて研究せむことを希望して已まない。

午前中に訓示さるべき筈であつた湯淺内務次官が臨席され、訓示された曰く、府縣の土木事業は河川、港灣、道路、軌道、發電水力等に關係する重要な施設を含み、國運の

進展民福の増進に極めて緊密な關係を有つて居るから、各位の心勞は容易ならざるものと考へて居る、地方豫算を見ても

時事子亦笑ふ

本會の北海道宣傳

安くも出來、失業救済にもなる。不景氣の時は政府が仕事をす可き秋である。

而して第一番は道路だ。

濫澤、水野氏等の道路改良會が、忘れた時分に動く。即ち北海道支部を設けて道内各地へ巡講に出かける。

北海道の方が東京よりは道が善い。まさか東京を諦めて了つた譯でもあるまい。

土木費が最も多きを占め之を處辨する責任の重大なものがあつたから、之を自覺し擔當事務の處理に就ては十分留意し盡力あらむことを望む次第である、又土木事業の施行は民間の利害に重大な關係を有するもの多から従つて運動陳情等頻々たる有様で、時に或は勢力の消長に利用せむとするものを出し、或は又私利を謀らむとするものを生ずる譯であつて、此様な關係からして兎角各種の風評起り易きも各位は常に毅然として土木

行政の公正を期することを覺悟し、苟も偏頗の措置を爲さざる様留意し、極めて堅固に又極めて健全にことに方り嚴正公



平少しも他より非難批評を受くることなき様切望す、此の如きことは獨り土木行政のみに止まらず、何れの方面の事務に就ても同様であつて、總ての官吏を通じ必要なことであるが

土木事務の關係は利害甚だ重大であつて、或は工事請負の決定と謂ひ或は工事竣功検査と言ひ、或は工事材料の購入等に就ても民間と接觸する機會多きが爲に格別の注意を希望する

次第である、事務の處理方法に就ても常に改善を圖られつゝあることゝ信するも、往々にして事務處理の遅き非難を聞くことが尠くない、勿論慎重に調査を要する事件もあつて、總ての事件を迅速に處理することは出来難いのであるが處分を受くる民間側よりすれば、處分の遅延は事業上に違算を來し容易ならむものがあるが故に、慎重の調査を爲し出来るだけ迅速に事務を處理せむことを望む、又土木の事は専門技術家に俟つもの多く爲に府縣の土木課長は大概技術家を以て之に充てゝ居るが、技術の進歩は内外を通じ極めて速く、一面民間事業界に於ても年々優秀な技術家を増加しつゝあるを以て平素技術上の研究と修養とを怠らず、日々に進歩する學術界の趨勢に後れざる様心懸け、技術の向上と時勢に後れざらむことを期し官廳の威信を損せざる様注意されたいと言ふのであつた、滿場緊張して咳一つするものもなく謹聽した。

### 自動車交通に必要な地方道路の改良方針如何

自動車の發達に應ずるが爲國道又は府縣道を改良するの緊切なるものゝ路線名、改良區間、改良費及之を實行するに付適切なる方策如何。

丹羽道路課長は提案の理由を説明し、近時自動車の發達著しく、地方交通に資する所至大なものがあるが、現在道路の状況を以てしては是等高速度車輛の利用を十分ならしめざる憾がある、故に之を改良し其の車輛固有の能率を發揮せしむることは、地方交通上極めて必要なことであつて、定めて各位も同感であらうが、之が爲には多額の經費を要し、財政緊縮の今日に於ては、餘程適切な財政計畫の下に實行することを必要とするが、之に關し從來計畫されたものあらば其の計畫を説明して貰ひ度い、又之を今後實行するに就ての腹案あらば其の路線名、區間及改良費並に實行方策に付詳細な意見を承知したいと希望したが、問題が重要であつて此會議に於ける最重要案件と言はれて居たことであるから直に一言を飛ばすものがなかつた。

小原和歌山は曾て、吾人に其の苦心を物語つた所謂自動車

道路改良の計畫を披露して、和歌山縣下部に於ける交通狀勢を縷述し、天下の寶庫を有する同地方には相當數の府縣道を認定したが、幅員僅に九尺其の甚しきものに至つては三尺の箇所あつて、到底車輛の通行を許さない、故に平素は海路に依つて交通を維持しては居るが、其の海路である熊野灘は人も知る波浪で名高い所であつて、一朝海上不穩の場合は、一と月も二た月でも他とは交通することが出来ない狀況である、之が爲に地方人士の要求は、セメテ車の通行するだけの程度に道路を改良して呉れ、農村を救濟するのにも教育費を節減することを得るのも一に皆此道路の改良に依つて其の目的を達するのであると、嘆願する事再四にして止まらない、此陳情は普通一片の陳情として聞き流しにする譯に行かない、一と先改良計畫を調査する考で、地方民の要求最も切な新宮田邊間と、田邊請川間四十里を、道路構造令の規定に適合するやうに改良すること、として調査したが、三百五十萬圓を要する計算と爲つたが、財政緊縮の折柄此大計畫は到底許さるべきものでない、茲に於て計畫方針を改め、現在幅員九尺以下の箇所は之を二間幅に改良し、九尺の箇所は局部的小改修を爲し、一町毎に待避所を設くること、として計畫したが、工事費五十萬圓を要すること、爲つた、一方縣の財政狀態を觀ると從來の起債は明年位に全部償還を了し縣財政に餘裕を生ずるの外、縣稅戶數割は全國平均額より一戸に付八十三錢七厘の低位に居て負擔過重であるとは言へない狀況に在る、然るにも拘はらず政府は財政緊縮の爲に起債を許さざる方針であると聞かから此の如き地方開發上必要な事業さへも出来ない、併しながら出來ないと云つて之を看過することは、地方の發展上忍びない所であるから一策を案じ、改良された道路に於て乗合自動車を経營せしむる方針を以て乗合自動車會社を設立せしめ、會社は五十萬圓を投じて道路を改良し、縣は十年間に毎年五萬圓宛を會社に寄附し、會社が年八朱の配當を爲し能はざる場合に於ては、八朱に達するまで縣が補給するの途を開き、本道路事業を完成し地方を開發する豫定であると約三十分互つて説明した。

此説明を聽いた吾人は、常に主張するが如く現内閣の方針として地方の財力を顧慮することなく、全國一律に財政緊縮を命令したことが間違つて居ることを如實に物語つたことを痛感すると共に、此の如き窮した方策を探つてまで尙地方道路の改良に盡さむとする小原和歌山に對して、深甚の敬意を表し將來の努力を希ふと同時に、財政緊縮と言ふ言葉に怯へて地方財政が企業能力あるにも拘はらず、尙且つ事業の計畫

さへも調査に手を染めない某々主任官等に小原君の手腕の幾分たりともを分與して貰ひたい心地がした。

山本群馬が、縣下重要産業に屬する繭と生糸の關係よりして、自動車の通行に適する道路の改良を計畫し其の一部を實行しつゝあつたが、財政緊縮と言ふ名目の下に己むを得ず打

切ることゝ爲つたと愚痴を零すやら、村山大阪が八千八百萬圓の大計畫のあることを吹聴したが、財源に就いて軍事上必要な府縣道の改良に國庫より補助する位なら、世界的經濟戰に應ずる爲に、地方産業の發展に資する道路の改良に對し國庫より補助せよ、道路改良の爲には治水事業の財源と同様に制限外課税を許せ、都市計畫事業の財源に特別税を認めたと同一の理由に依つて、道路改良事業支辨の爲にも特別税を許せ、土地増加税徴收の制度を設けて地方財政を緩和し、起債も許せと普通一般人の常に口にして居る財源の種類を擧げて地方税源の涵養を力説したが、諮問のセンターはその點にあるのでなく、現在の制度の下に於て自動車道路を改良するには如何なる方策を採るのが最適切なものであるかを諮問して居るので、丹羽道路課長は再三起つて、現在制度の下に於て實行可能の方策を聞いて居るのであることを注意したが、何れも異口同音に國庫より補助せよ、起債を許可せよと言ふ一

點張りで諮問の目的も餘り徹底しなかつた感がある、田邊兵庫、木村廣島、小原滋賀、田中愛知、澁江福岡其の他の主任官が言ふ所も亦同一であつて感心するに足る意見がなかつたのは遺憾であつた。

地方財源の捻出に新政策を採用することの極めて必要なことやら、國庫が補助することやら、低利資金の融通若は簡易保險金の融通が出来れば、道路改良の資源を得ることは今更主任官の要求やら説明を聞かずとも誰も知つて居る、小原和歌山の努力したやうな計畫を聴取して参考に資したかつたのであるが、そのことなくして本諮問を結了し本日議事を終つたのは吾人の深く遺憾とする所である、何れ縣下重要自動車道路と其の工費を調査して報告することゝして梟がついたが、吾人の主任官諸君に望む所のものには餘り誇大盲想的の出來ない計畫を樹てたり、左らばとて徒に現在の交通狀態に捕はれて貧弱な計畫を樹てたりすることなく、道路交通の現在と近き將來に鑑み、又改良の費用と改良後に於ける効果とに比較考慮して現下緊急差擱く能はざる路線を選択し適當な計畫を樹てゝ貰ひたいものである。

△ △

第二日も定刻の九時に開會し、豫定されて居る注意事項の

議事に入つた。

### 用排水幹線改良工事の計畫に關する件

用排水幹線改良工事に對しては、農林省より國庫補助を爲し施行されつゝあるも、其の實質は河川改良工事に屬するもの多きを占むるに拘はらず、之が設計は稍もすれば農業技術の方面に偏し、治水上の考慮を閑却するの嫌あるは遺憾のことである、宜しく河川行政の根本に鑑て將來一層の注意を拂はれ又之に關して各位の希望あらば承りたいと言ふのであつた。

荻野靜岡は、現に土木に關係する事業でありながら土木課に何等の關係なく施行しつゝあつて、事務の統一を缺くのみならず、計畫其のものに就ても治水と農業兩方面より攻究する問題であるから、農林省と内務省と共同し指揮監督の任に方つて貰ひたいと言ふ穩健説を提出し、農業上の見地から補助獎勵するが故に、今日の如き不統一を來すに至つたのである、故に農林省よりは是等事務の一切を内務省に移管し、内務省から補助することに制度を改革せよとの過激的意見も出た、岐阜縣は是等事務を土木課に於て執行するが、耕地の方面より觀察して計畫を樹て、之に治水上の見地からも相當に

計畫しては居るが、事治水に關係する所あるから内務省からも補助する方針を採つて貰い度いとの意見を出した。

主任官の意見は一應の理由はあるが、根本的議論として河川の効果が農政に關係あるとの理由を以て、河川改良工事に補助するが如きは行政の統一を紊るものであつて、補助するや否やは謂はゞ技葉の問題である、今日農林省が之に干渉するに至つたのは、内務省も亦其の責の一半を負はなければならぬ、由來内務省の探り來つた、河川行政の方針なるものは防水防害にのみ専らであつて、天與の水を利用する方面に缺けて居たことは、河川法を始めとし從來發布された法令やら訓令通牒に徴して明かである、防水防害のこと固より必要ではあるが、積極的に之を利用するの途を講ぜなかつたのを國産増殖上不利益として農林省が干渉するに至つたのであつて今日迄之を攻究し獎勵しなかつた内務省にも亦罪ありと言ふべきである、河川法を適用若は準用しない中小河川に對しても國有財産法の公布と共に其の法律上の位置明瞭を缺いて居て、何とか明確にするの必要あるにも拘はらず、何等之手を觸れず他省が先手を打つに至つて八ヶ間敷言ふのは吾人の奇怪とする所である、之を機會に總ての河川行政に關する根本的の建て直しを希望して已まない。

## 稟伺手續の統一に關する件

一の工事を施行する場合に於て法令上二以上の手續を要することがある、例へば一の橋梁を架設するに就いて、道路法並河川法の規定に依つて認可を要するが如きは夫れである、如斯場合に在つては其の申請書に道路法並河川法に據る稟伺である旨を明記して、一手續に依つて双方の申請を兼ねる様取計はれたいと言ふのであつて、至極結構なことである。

## 無願工事の取締に關する件

河川法、公有水面埋立法其の他の規定に依つて、許可又は承認を受けて施行すべき工事が、往々にして其の手續を履行せざるものが多い、如斯は治水上其の他の支障尠なからざるを以て嚴重なる取締の勵行を望むと言ふのである。

## 災害土木費國庫補助規定に依る事務處理の件

災害土木費國庫補助に關する規定は、其の後夫々改正を加へ設計變更及施行箇所變更の報告を廢止し、一般會計年度毎に取纏め認定を受くべき竣功認定及全部成功認定申請の様式

を一定し、成功認定申請の期限を定め、全部成功認定前に於て剩餘金の處分を認め、剩餘金處分の認可を得て支辨し得べき工事の範圍を定めたが、五月末日迄に申請すべき一部成功認定の申請なきもの多く、又依然として設計變更の報告をする尙尠なからずして遺憾であるから十分注意せられたと言ふのである。

小原和歌山は、昔とつた仕事のことであるから一言を加へ一部竣功認定申請の制度は、昔神奈川縣に於て一鐵橋工事を完了せなかつた爲、全部の竣功認定を申請することが出来ない、之が爲に四五年も完了認定を放任するのは穩當でないと言ふことで、已むを得ず一部竣功認定の制度を認むるに至つたのである、とて何れが提案者か判明しない様な、昔話を持ち出し、夫れを今必ず一部竣功の認定を受くること、すれば、却つて手数を要すること、爲るから一部竣功認定を申請するや否やは、縣の自由に委すのが適當であるとの意見を提出し、松本河川課長と二三の問答をつづけたが、吾人も亦その説が適當のやうに考へた、その他剩餘金問題に就て長谷川鳥取と鳥技術課長の問答あつて他に何等の意見を聞かなかつた。

## 直轄工事に影響ある出願工事の處理に關す

## る件

直轄工事の施行に影響を及ぼす虞ある工事又は行爲の許可承認にあつて、地方廳限り處分し得べきものに付ては、其の施行區域の内外を問はず、總て土木出張所に協議せられ、又其の事項であつて内務大臣に稟伺を要するものは、直轄工事施行の區域内に限り、土木出張所を経由稟伺のことに定めらるべき見込であるから、之等事務の處理に關しては土木出張所と協議の上萬遺漏なきを期せられたいと言ふのである。

事務簡捷の八ヶ間敷折柄些少な工事に對しても、直轄工事に影響あるものとして出張所の意見を徴するのは、事繁雜であるから一定の事項に關しては、出張所長に協議を重ね、協議事項に該當するものは協議を爲さることに取扱つて呉れとの、意見を荻野靜岡が言つた丈で何等の問題も起らなかつた。

## 既成河川の監督に關する件

既成河川の監督に關しては、爾今主として土木出張所をして之に當らしむべき見込であるから、兩者協力の上改修の効果をして完からしむることに努められたいと言ふのである。

## 府縣費支辨河川及港灣編入に關する件

伊藤港灣課長は提案の概要を説明し、府縣費支辨河川及港灣編入の場合に於ては別紙（別紙は省略）の如き圖書類を提出することに定めらるゝ見込であるから、綿密な調査に依り之を作製せられ度いと希望したが、本問題に關連して三原町兒島の實問したことは、縣が市町村等の團體に對し港灣修築費を補助した場合に於て、市町村等には適當な技術者なき爲に、完全な工事を施行することが出来ない、遂に補助の目的を達することが出来ない、故に縣が市町村工事を直接施行する途を設けられたいとの希望を提出した、伊藤港灣課長は法律を以て規定すべき事項であると答へ、市瀬技監は小港灣工事には多々失敗の歴史を有するから、縣が十分監督する必要があると附言して餘り問題がなかつたが、是等は本件問題外に屬することではあるが大に攻究を要する點である。

## 砂防工事と荒廢地復舊工事との連絡に關する件

砂防工事と荒廢地復舊工事とは、兩者相俟つて初めて治水の目的を達成し得るものであるから、其連絡に關しては今後

一層の注意を拂ひ萬遺憾なきを期せられ度いと言ふのである

### 水準基面の標準に關する件

特別の場合を除くの外、設計基面は陸地測量部水準基面に依るか又は同基面との關係を明記せられ度いと言ふので、島第一技術課長の説明があつた。

### 鐵道敷設の爲にする道路工事に關する件

鐵道敷設の爲道路を占用する場合の方法に付ては、大正九年内務省訓令第十一號を以て其の最少限度を指示されて居る所であるが、些少な鐵道工事の變更に依つて道路との平面交叉を避くることを得るに拘らず、是等の點に留意せずして交通上危険な平面交叉を設けるもの、或は姑息な道路工事を執行し道路占用に關する制限を免れむとするもの等あつて、道路の効用を減殺し踏切に於ける事故を頻發せしめるから、地方鐵道の免許又は鐵道工事施行の事務を處理せらるるに方りては、道路との關係を篤と考慮せられ遺憾なきを期され度いと謂ふのであつた。

官島千葉は、本問題には直接の關係はないがと前提して、あの大きな粗野な體軀に似ない優しい滑稽な聲で、道路工事

の爲、鐵道の踏切を變更する場合に於て鐵道省に交渉すると、番人の費用やら番人小屋に要する費用やらを徴收し多額の負擔を要するのに、其の負擔金は常に贅澤に見積られ、現場技師の言ふ所のものと、正式に書面に依つて通知して來るものと大きな差があることが尠くない、鐵道大臣が道路の効用に就いて八ヶ間數言はれて居る趣旨と、實際とが全く離隔して居ることは遺憾であるから、土木局長から篤と注意して貰ひ度いと、愛嬌を振りまいて梅雨氣分で眠け氣味の議場を笑はせた、之を動機として鐵道用地と道路用地の交換問題やら、鐵道者が無斷で道路の變更工事を執行したことの苦情やら續出して、鐵道者の遣り方が横暴であることを攻撃したが、相手の鐵道者の連中が居ないので餘り効果がなかつた、坂本茨城は此多數の反鐵道の意見に反對して、夫れは地方廳の協議が十分でないからであると言つたが、賛成するものは一人もない、大臣が招待して居るので何れも皆内相官邸に赴いた。官邸では若槻内相を始め、片岡政務湯淺事務兩次官、鈴木參與官等が主人側を代表して待つて居た、新年度早々のことであるから随分澤山な御馳走があることゝ期待して居たが、流石勸險節約を聲明して居る折柄のことで、其の期待は裏切られた若槻内相は一夕悠々と諸君と會見したかつたのであつ

たが、差支が出来てその目的を達することが出来なかつたのは遺憾である。愛嬌を言つた上、土木事業が國運の進展に重大な關係を有して居るから、是等事務を執行する各位の責任は重大である、河川にしても道路港灣にしても歐米諸國の夫れに比較するときは劣悪であつて、先進國に劣つて居るのであるが之を改良することは多額の經費を要し財政緊縮の已むべからざる現代に於ては、到底之を實行することが出来ないのであるが、近き將來經濟界が發展し、財政に餘裕の生ずる場合が来るべきを以て其の時に事業の實現を爲す爲に、今日より之が計畫を樹立する必要あるから、各位は十分に努力せられたい、又各位の希望意見を直接承知したのであるが、時間に餘裕のないが爲、土木局長まで腹藏なき希望なり意見を提出して貰ひ度いと言ふ挨拶があつた、之に對し西池京都は謹嚴な態度で大臣の厚意を謝し、吾々の希望は實現するやうにして貰ひ度いと希望して散會した。

### 道路工事の爲にする交通上の危険防止に關する件

道路に關する工事を施行するに方つて、道路交通に障害を與へない様に施行するのは勿論であつて、其の施設方法に付

ては大正十一年發土第八七號を以て指示されて居る所であるが、往々にして其の方法不十分なものが尠くない、曩に東京市に於て掘鑿地に墜落死亡した人があつたなどは遺憾とする所である、故に自今一層注意せらるゝと共に下級行政廳の管理に屬する工事又は管理者に非ざる者の執行する工事の施行に付ても十分に監督せられ度いと言ふのであつた。

次は協議事項に入つた議題は

河川法に基く命令の規定改正の件

砂防法に基く命令の規定改正の件

公有水面埋立法施行令改正の件

大正十一年五月訓令第六號改正の件

發電用水利使用に關する稟同手續改正の件

公有水面埋立免許に關する命令書の件

河川の水利に關係ある鐵道工事施工に關する通牒

改正の件

河川法施行規程第十條に依る補償金下附の件

河川法第十九條に依る命令の件

議題は随分多數を占め、勅令から訓令通牒に至るまでの改正に就て協議せむとするのであつたが、改正案の内容は昨年



の主任官會議で論議されたものを整理して再提出したに過ぎない、昨年自分が主張した意見が採用されて居やうが居まいが、之を檢閲する暇ない連中が多いと見へ、格別の意見を提出するものがない、又案そのものも内務省で勝手に決定して通知すれば可いものも尠くない、何處かの主任官が枯木も山の賑しと言つたやうに、詮らぬ改正案までも提出して、時間を空費するよりは河川行政に付農林省や遞信省に先手を打たれないやうに、今少し新事業を計畫して之に關する意見を問へば可いのであるが、訓令や通牒の末節を改正して、彼是言つて居る様なことでは我國河川行政も心寒いと言つて居た、直に此言には賛成は出來ないが一部の眞理を言ひ表はして居る。

### 土木試験所の利用に關する件

道路が劣悪であつて、之を完全に維持することの出來ない現時我國財政の下に於ては、簡易な工法を以て道路の舗装を急速に普及せしむるのが刻下の緊急事である、此點に着眼して所謂簡易舗装の試験を執行するの途を開いたから、本試験所を利用せられたいと言ふのである。

牧野試験所長は、大正十四年度に於て執行する試験の種類

を示して之が利用に就て述べたが、村山大阪は民間から供給する道路材料に對しても試験を行ひ、其の結果を發表して地方が材料の取捨選擇するに就ての参考と爲るやうにし、又更に試験所自ら材料を選擇し、地方に之を推薦する方法を採つて貰ひ度いとこの註文を出し、近藤三重も、同様に試験成績の發表の速ならむことを希望したが、試験所を開設してから二年、漸く本年の四月になつて一小冊子に四五の試験成績を發表した位では、到底此要求に應ずることが出來ない、勿論事業創始のときで圖らざる日子を空費したのであらうが、試験の結果を眺めて思案投首の態では活きた試験が出來ない吾人は切に試験所の活躍を望むで已まない。

會議は午後四時半を以て終了したが、朝から晩まで内務省提案の議題に付いて聞かされて居るのも能でないと思つたものか、主任官から常に抱藏して居る希望を披瀝して私的會議を開き、村山兵庫が議長に推され、各主任官が誰に遠慮することもなく思ふ存分の議論を闘はした後、別項所報の通り港灣協會と道路改良會の共同主催に係る上野精養軒の晚饗會に出席した。

△

△

第三日は既定の通り九時から開會するのであつたが、例の

私的會議を續行して會議の最終日である本日、提出する意見を協議したので正式會議は午前十時開會。

### 軌道工事の爲にする河川溝渠等の工事の許

#### 可に關する件

軌道工事の爲にする工事又は行爲に付ては、軌道工事施行の認可に依り道路法、河川法又は砂防法に依る許可又は認可を受くることを要しないのであるが、河川法の規定に依らざる河川、溝渠等の工事に付、更に地方長官の許可又は認可を受けしむる向がある、爲に軌道工事の促進を妨ぐる嫌あるから是等に對しては、成るべく許可又は認可を省略することに取扱はれ度いと言ふのであつた。

村山大阪は、軌道工事の施行認可申請に依つて、河川法の規定に依らない河川溝渠等の工事を併せ認むることとしたならば、是等工事の施行に就て、各管理者の意見を聞かなければならぬ、爲に軌道工事施行の認可が遅れることゝ爲つて、却つて軌道經營者の爲に不利益であると言つたが、之に對し丹羽道路課長は、軌道の工事施行認可申請を内藏兩省に於て審査して居る期間に、各管理者の意見を徴すれば調査期間を短縮することが出来るではないかと反覆説明したが、實際の

取扱上に於ては、左様に取扱ふことが困難であると言つた、併しながら丹羽課長説明の通り取扱方法を改正すれば、髓に事務の簡捷を圖ることゝ爲り、是等を整理することに依つて事務整理の實を擧ぐることに爲るから是非改めて貰ひたいものである。

#### 一 道路法に基く命令の規定改正の件

#### 一 軌道法に基く命令の規定改正の件

#### 一 土地收用法第四十六條に依る合同收用審査會に關する件

に付協議したが、是等の事項も前述した河川法其他法律に基く命令の規定改正の件と同様に、昨年の主任官會議で論議されたものであつて、餘り多くの議論を見なかつたが、重なるのは路線の變更を道路費用負擔團體に諮問する場合を制限して呉れとか、道路工事執行令に規定して居る、保證金の代用として納付する地方債券は、國債證券と同様に額面價格に依ることに改正せよ、竝木を伐採した後には監督官廳に報告しても何等の効果がなから報告を省略せよ、國庫の補助を受け施行した道路工事が完了しても竣工の認定を受くることなく報告すれば足ることに修正せよとか貸取橋梁の設置に就ては認可を省略せよ、道路管理者に警察權を附與せよとかの要求

を提出したが、今回新に提出した道路法第五十二條但書の規定に依り監督官廳の認可を受けることを要せざる件中改正省令案は、從來國道府縣道の新設改築に關しては、一定の場合を除く外主務大臣の認可を受けることゝ爲つて居るのを、今回は内務大臣の指定する以外の府縣道に就ては認可を省略することにしたが、内務大臣の指定する府縣道とするや否やは大きな問題であつて、之が採擇標準に就ては随分議論あることゝ期待して居たが、餘り論議されなかつたのは遺憾であつた。

△ △

議案は豫定の通り全部に互つて審議されたので、堀切土木局長は數日に互つての勞苦を謝し、主任官各位の希望があれぱ承りたいと慫慂されたので、前日來私的會議で決定した希望を村山大阪が代表して提出した、其の建議は左の通りである。

### 水法制定ニ關スル建議

時勢ノ進運ニ伴ヒ近時河川其ノ他公水ノ利用ニ關スル各種ノ事業著シク發達セル處是等事業ノ助長ト治水ノ兩全ヲ期スルハ最モ緊切ノ要務ニ屬ス然ルニ公水ニ關スル法制ハ現ニ唯

一ノ河川法アルノミニシテ其ノ制定古ク且主トシテ治水及河川ノ取締ニ關スル事項ヲ規定シ其ノ適用範圍モ亦極メテ局限セラレ一般河川其ノ他公水ノ管理利用ニ關シテハ地方行政廳ノ區々ノ命令ニ定メラルモノノ外統一ノ法令ナク其ノ法律關係ハ寔ニ明瞭ヲ缺クノ状態ナリ爲ニ治水行政ノ全キヲ期スル能ハザルノ憾アルノミナラズ各省間ノ權限ノ爭議ヲ惹起スルコトナシトセズ仍テ内務當局ニ於テハ行政調査會ノ設置セラレタルヲ機トシ各省ニ於ケル權限ヲ統一シ速ニ完全ナル水法典ヲ制定アラムコトヲ望ム。

### 自動車交通ニ必要ナル道路改良費 國庫補助ニ關スル件建議

軌道自動車ノ普及發達著シク一般交通上ニ及ボシタル效果尠少ニ非ズ故ニ益々之カ利用ヲ盛ナラシメ殖産興業ノ振展ヲ圖ルハ刻下緊喫ノ要務ニ屬ス然ルニ自動車ノ利用スベキ道路ノ現状ヲ觀ルニ其ノ構造劣惡ニシテ交通ノ要求ガ自動車ノ利用切實ナルモノアルニ拘ハラズ全ク之ヲ利用スルニ由ナキモノ尠ナカラズ又假令之ヲ利用シ得ルモノニ在リテモ無益ノ費用ト努力ヲ要シ新式交通用具モ爲ニ其ノ效果ヲ收ムル能ハザル狀況ニ在リ。

小官等交通設備ノ任ニ當ル者日夜深ク之ヲ遺憾トシ道路改良ノ急務ヲ痛感スル所久シカリシガ今同土木主任官會議ヲ開催セラレ自動車交通ニ必要ナル地方道路ノ改良方針ヲ諮問セラル洵ニ時宜ニ適シタル事案ト信ジ夫々意見ヲ答申スル所アリタリ道路ノ改良ニ依リテ生ズル效果ノ顯著ナルモノアルヲ知リツツモ尙之ガ實現ヲ躊躇スル所以ノモノハ地方財政著シク窮乏ヲ告ゲ獨力克ク此事業ノ執行ニ堪フル能ハザルニ緣由ス

想フニ國民經濟生活ノ基礎ト爲ルベキ交通機關ノ良否ハ國運ノ隆替ニ影響スル所頗ル大ナルヲ以テ地方交通ノ要求切實ナル自動車交通上必要アル道路改良事業ハ之ヲ地方ノ施設ニ放任セズ政府ハ之ヲ獎勵シ以テ事業ノ促進ヲ圖ルノ責務ヲ有スルモノト信ズ故ニ之ガ事業ノ爲ニ地方團體ニ國庫ヨリ補助ヲ與ヘ以テ速ニ事業ノ完成ヲ助長セラレムコトヲ切望シテ己マザルナリ

右建議ス

## 意見書

目下政府ハ行政調査會ヲ設ケ行政刷新ノ方法ニ關シ調査審議ヲ盡サレ案成ルニ從ヒ實行ニ着手セラレントス而シテ文官

任用及試験ニ關スル規定ノ改正官職名官等待遇等官規ノ整理地方行政組織ノ整備等官吏ノ待遇改善ニ關スル事項モ其ノ項目ノ一ニ擧ゲラル、ト聞ク果シテ然ラバ吾人地方技術官タル者洵ニ欣快措ク能ハザル所ニシテ此ノ機會ニ於テ平素ノ所懐ヲ披瀝スルコトノ徒爾ナラザルヲ信ジ敢テ一言ヲ呈シ當局ノ明鑒ヲ仰グ希クバ吾人ノ衷情ヲ洞察セラレ適當ニ改善セラレム事ヲ望ム

### 一 地方技術官待遇改善ニ關スル件

現行技術官ノ任用ハ文官任用令第七條ニ依リ試験委員ノ銓衡ヲ徑ルモノニシテ事務文官ノ如ク限定セラル、コトナク一見任用範圍廣汎ニシテ甚ダ利便ナルガ如シト雖其ノ事實ハ之ガ爲却テ同令第五條第六條ニ依ル任用者ニ比シ特別ノ取扱ヲ受ケ又其ノ銓衡ノ如キモ一般事務文官試験委員ノ銓衡ニ依ルガ故ニ均シク文官任用令ノ下ニ登用セラル、ニ拘ラズ任用ノ形式的差異ハ累ヲ任用後ニ及ボシ之ヲ官等俸給ノ陞叙進級ニ見ルニ任用令第五條第一項ノ資格者ト然ラザルモノトノ差異ノ如キ中央官廳勤務者ト地方廳在勤者トノ差異ノ如キ同一官廳内ニ於ケル事務官ト技術官トノ差異ノ如キ何レモ任用ノ形式的差異ニ端ヲ發シ差別的待遇ヲ受クルノ實狀ナリ而シテ地方技術官ヲ以テ其ノ最トナス斯ノ如

クシテ地方技術官ハ其ノ任用ノ形式ト其ノ在勤地トニヨリ  
技術官ナルガ故ニ特種ノ待遇ヲ受ケ其ノ進路梗塞セララル  
コト久シ之レ主トシテ制度ノ缺陷ニ基因スルモノナルガ故  
ニ任用令中技術官ト事務官トハ對等ノ規定ニ改ムルコト地  
方待遇職員令ノ如クシ且ツ證衡ニ依ル技術官任用ニアリテ  
ハ其ノ證衡ハ之ヲ技術官ニ關スル學識經驗アル試験委員ヲ  
シテ其ノ證衡ニ當ラシメ依キ以テ事務官ト技術官ト任用上  
ニ於ケル形式的差別ヲ撤廢シ進ンデ任用後ニ於ケル陞叙進  
級ノ差別的取扱例ヲ打破シ地方技術官ヲシテ各自其ノ職ヲ  
樂シムノ境ニ至ラシメバ能率ノ増進亦期シテ俟ツベキモノ  
アラム

#### 一 地方土木行政組織變更ニ關スル件

地方土木行政事務ヲ管掌セル府縣土木課ハ現在内務部ノ一  
課ナルモ土木費ハ府縣歲出豫算ノ大部分ヲ占メ土木行政ハ  
地方廳事務ノ中樞ニシテ其ノ課長タル技術官ハ其ノ技術ニ  
關シ全責任ヲ以テ知事ヲ補助スルノ機關タリ然ルニ其ノ管  
掌事項ニ關スル知事ノ決裁ハ内務部長ノ査閲ヲ徑ルコトヲ  
要シ徒ラニ事務進捗ノ敏活ヲ缺クノ嫌ナシトセズ故ニ府縣  
土木課ヲ部ト爲シ地方技師ヲシテ部長ニ昇格セシメ知事ノ  
直屬ト爲スハ地方廳事務ノ進捗上極メテ利便ナルヲミナラ

ズ地方土木技術官優遇ノ途自ラ開展セラレ土木行政改善上  
ノ功果至大ナルベシト信ズ

主任官各位の希望は大に傾聽すべきものが尠くない、水法  
の制定やら自動車道路費國庫補助に關することは暫く措くと  
するも、待遇改善に關することは正當の要求である、現行制  
度の如きは法科萬能主義の反映であつて工科を特別扱にした  
ことは、遂に有爲の技術官を官界より去らしむる動機を與へ  
たのである、府縣に土木部を置き地方技師をして部長たらし  
めむとする要求は少々行き過ぎではなからうか、勿論地方主  
任官は地方廳に於ける土木技術の權威者に違ひないが、その  
範圍外に於ては矢張り事務官の掌るべきもので兩者は理論的  
にも事實に於ても明に區別のあるものである、現在に於ける  
制度は理想のものではない、經費定員等の關係から已むを得  
ず採つた一方便に過ぎないのである、此方便は財政その他の  
事情が許すならば理想的に事務官を以て充つべきである。

今回の會議を達觀すると、主任官は随分饒舌つたので、前  
回の會議の如く無言の主任官に局長が質問するやうなことは  
なかつた、口善悪ない連中は、此間の主任官更迭は前回の會  
議で饒舌つた者が比較的榮轉したので、饒舌家を多くしたと  
言つて居た。果してそうかは後日の問答に譲つて置く。(終)